

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

#### 《現況》

##### ・文化施設

中心市街地内に、チェリヴァホールがあり文化・芸術の上演の場として利用されている。  
また、隣接して永井隆記念館、アスパルなどの文化施設が立地している。

##### ・医療、保健施設

中心市街地内に、1次医療機関（医院、歯科医院）が立地している。隣接して2次医療機関（平成記念病院）が立地している。

##### ・社会福祉施設

中心市街地内の三刀屋健康福祉センターでは、病後児保育として病気からの回復期における保育や、子育て相談などの支援を行っている。また、同センター内には雲南市社会福祉協議会が入居しており、デイサービス、通所介護、機能回復支援などを実施している。

生活協同組合しまね雲南支所では、「コープおたがいさま雲南」として、家事応援、育児応援、介助応援、その他の応援事業を展開している。

社会福祉法人雲南広域福祉会では、指定相談支援事業所「そよかぜ館」と障がい者就業・生活支援センター「アーチ」があり、障害者に対する福祉活動、支援事業を展開している。

#### 《都市福利施設の整備の必要性》

・中心市街地の居住人口を増加させるためには、子育て世代が安心して子どもを産み、育てる環境の整備が必要である。

・子育て世代が、働きながら子育てのできる支援が求められている。

・高齢者が、安心して暮らし、いきいきと社会参加ができる環境の整備が求められている。

・既存の施設を活用し、現状のソフト事業の継続・拡充が必要である。

#### 《フォローアップの考え方》

・事業の進捗状況を毎年確認し、現状に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期  | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性   | 支援措置の内容及び実施時期   | その他の事項 |
|---|------|--|---|--------|
| <b>病後児保育事業</b><br><b>内容</b><br>病後の児童の保育サービス<br><b>実施時期</b><br>H27 年度～ | 雲南市  | 病気やケガで子育て支援施設や事業を利用できない児童を、その「回復期」において一時的に保育する事業を行う。<br>子育て世代が、働きやすく住みやすいまちを推進する。<br>定住人口の増加に必要な事業である。 | <b>支援措置の内容</b><br>子ども子育て支援交付金<br><br><b>実施期間</b><br>H27 年度～ |        |

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期  | 実施主体        | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性  | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|-------------|---|-------------------|--------|
| <b>育児支援サポート事業（ソフト）</b><br><b>内容</b><br>幼児預りサービス<br><b>実施時期</b><br>H17 年度～ | コープおたがいさま雲南 | 子育てを中心に介助などの支援を行うサービスを提供する。<br>子育て世代が、働きやすく住みやすいまちを推進する。<br>定住人口の増加に必要な事業である。                   |                   |        |
| <b>高齢者サロン事業</b><br><b>内容</b><br>高齢者を集めて行うサロン事業<br><b>実施時期</b><br>H18 年度～  | 社会福祉協議会     | 引きこもりがちになる地域の高齢者を集めて、会話やリハビリ体操を行うサロンを実施する。社会福祉協議会の支援により地元自治会が運営し、高齢者福祉を行う。<br>定住人口の増加に必要な事業である。 |                   |        |